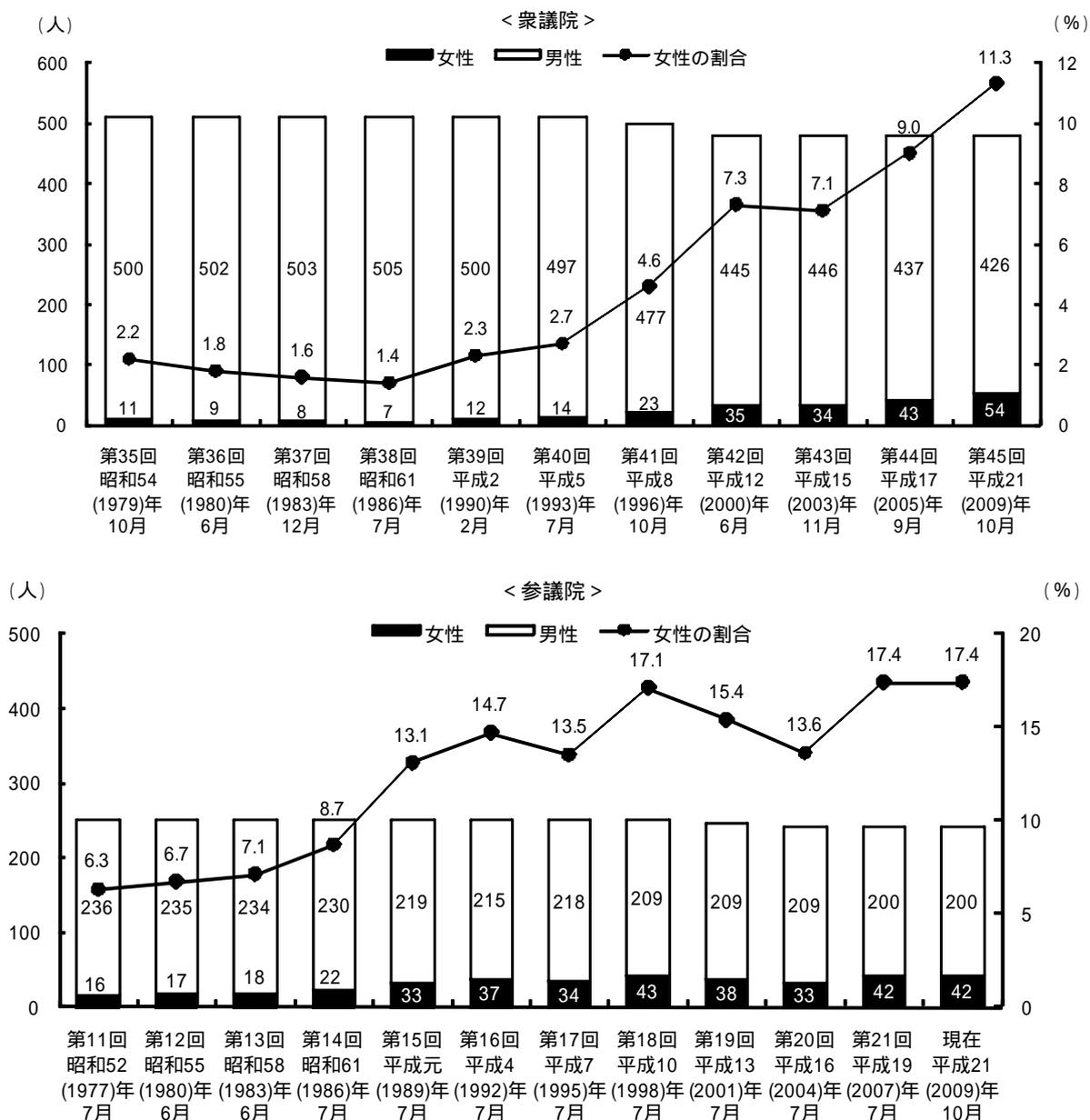


社会・地域活動への参画状況

1. 衆参両議院の女性議員数及び割合

女性議員の占める割合は、衆議院においては、昭和54(1979)年10月では2.2%であったが、平成21(2009)年8月の総選挙で11.3%となり、初めて10%の壁を突破した。
参議院においては、昭和55(1980)年6月で6.7%であったが、平成21(2009)年10月現在では17.4%となっている。

図表 - 1 - 1 衆参両議院の議員数及び女性の割合の推移(国)



注1：現在を除いて、衆議院は各総選挙における当選人数。

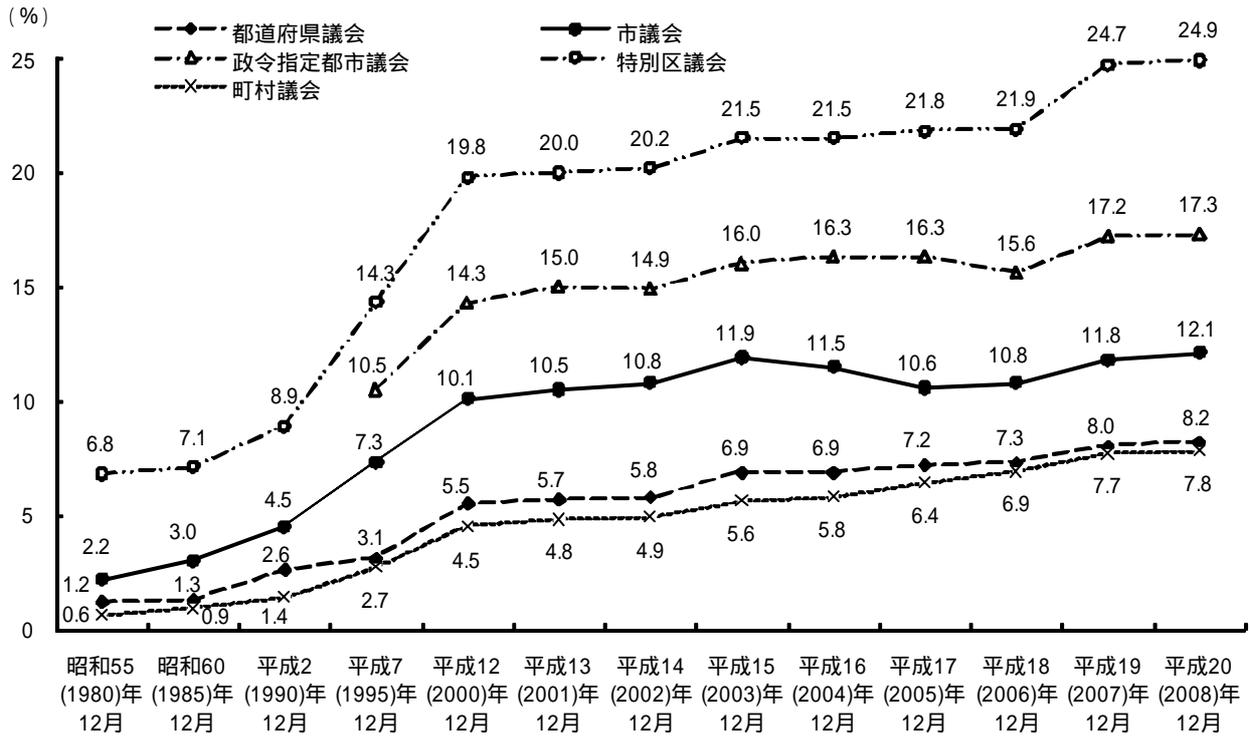
注2：現在を除いて、参議院は通常選挙後の国会招集日における議員数。

資料：内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成21年12月)

2. 地方議会における女性議員の割合

女性議員の占める割合は増加傾向にあり、特別区議会においては、昭和 55 (1980) 年 12 月の 6.8% が平成 20 (2008) 年 12 月時点では 24.9% に、都道府県議会では 1.2% が 8.2% に、市議会においては、昭和 55 (1980) 年 12 月の 2.2% が平成 20 (2008) 年 12 月時点では 12.1% になっている。

図表 - 2 - 1 地方議会における女性議員の割合の推移 (全国)

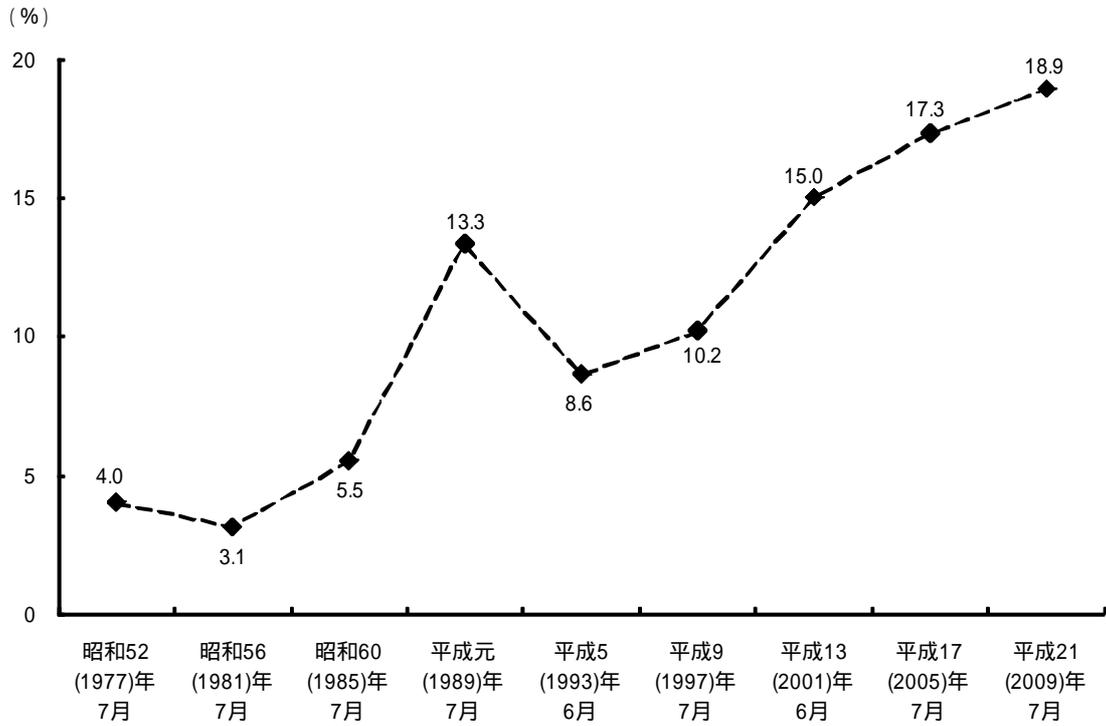


注：平成 20(2008)年 12 月 31 日現在

資料：内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成 21 年 12 月)

都議会議員の女性議員の占める割合は増加傾向にあり、昭和52(1977)年7月の4.0%が平成21(2009)年7月時点では18.9%になっている。

図表 - 2 - 2 都議会における女性議員の割合の推移(都)

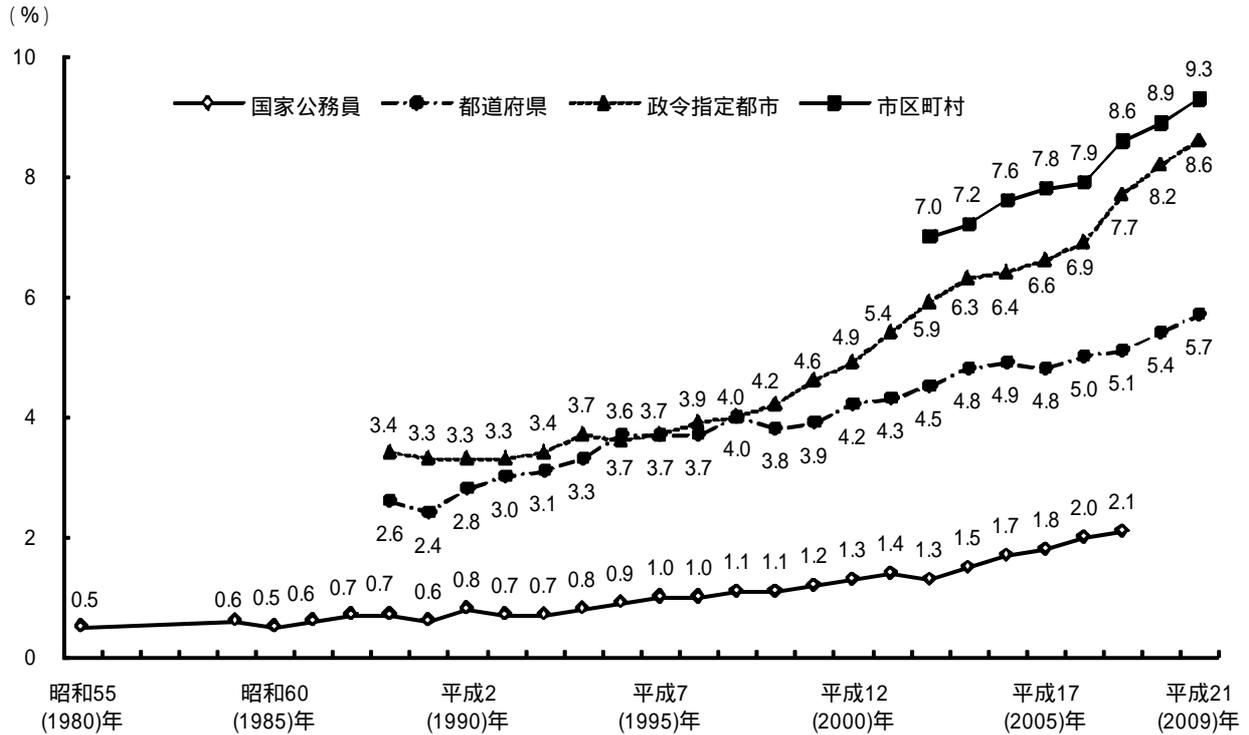


資料：東京都選挙管理委員会

3. 公務員管理職に占める女性の割合（国家公務員、都道府県、政令指定都市、市区町村）

公務員管理職に占める女性の割合の推移をみると、政令指定都市が昭和 63（1988）年の 3.4%から平成 21（2009）年には 8.6%に、都道府県が昭和 63 年（1988）年の 2.6%から平成 21（2009）年には 5.7%となる等、全体的に上昇傾向にある。

図表 - 3 - 1 公務員管理職に占める女性の割合の推移(国・全国)



注1：国家公務員：管理職相当の9級から11級と指定職の合計。ただし、平成18・19年は7級から10級と指定職の合計。平成12年度までは各年度末、13年度からは各年度1月15日現在。

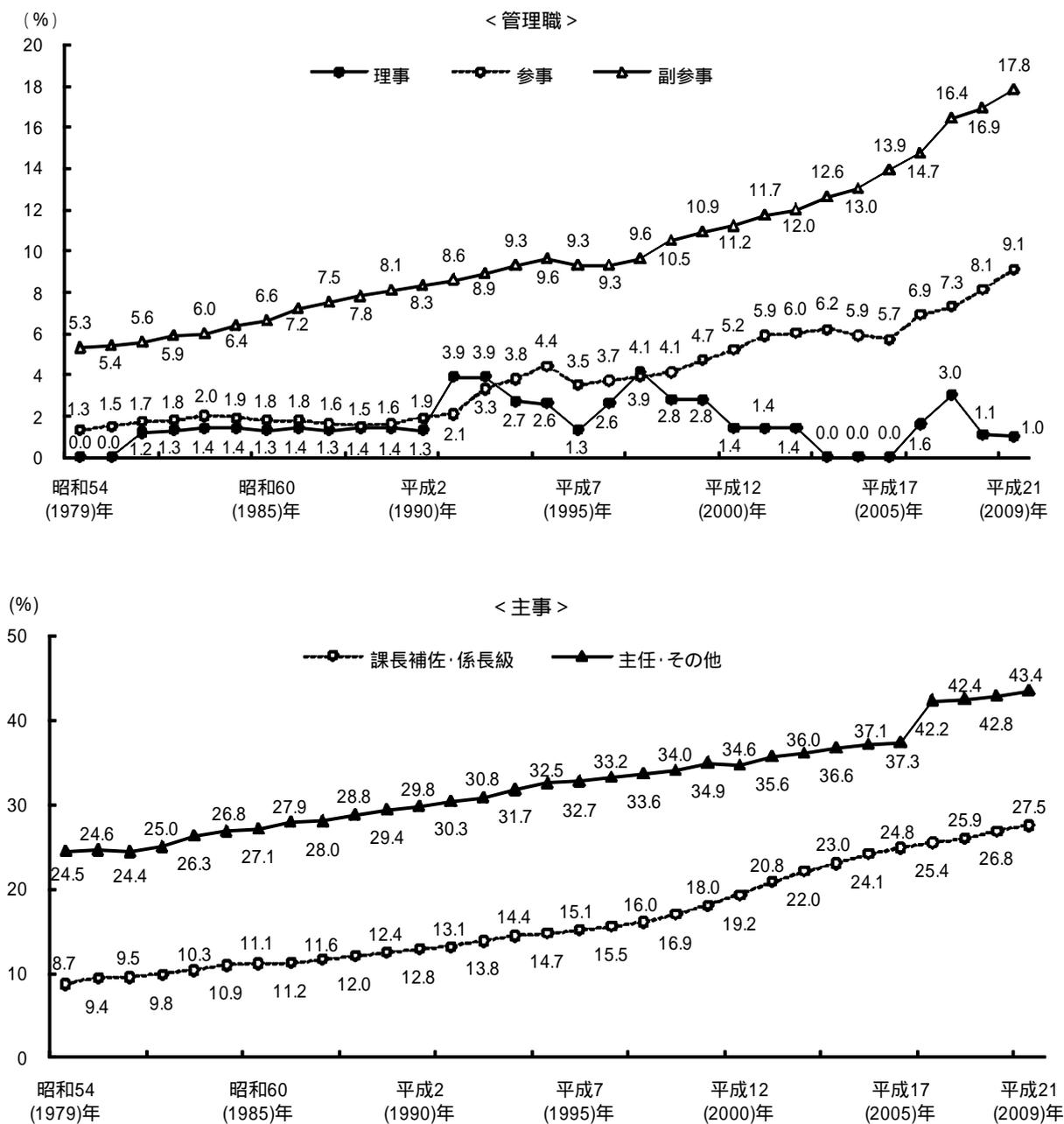
注2：地方公務員：調査時点は原則として各年4月1日現在の自治体であるが、各自治体の事情により異なる場合がある。

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成21年12月）及び「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況報告書」

4. 都職員の階層別女性の割合

都職員の階層別女性の割合の推移をみると、理事を除いて増加傾向にある。管理職では、昭和54(1979)年には副参事(課長級)は5.3%、参事(部長級)は1.3%であったが、平成21(2009)年に副参事(課長級)は17.8%、参事(部長級)は9.1%となっている。
昭和54(1979)年には課長補佐・係長級は8.7%、主任・その他は24.5%であったが、平成21(2009)年には、課長補佐・係長級は27.5%、主任・その他は43.4%となっている。

図表 - 4 - 1 都職員の階層別女性の割合の推移



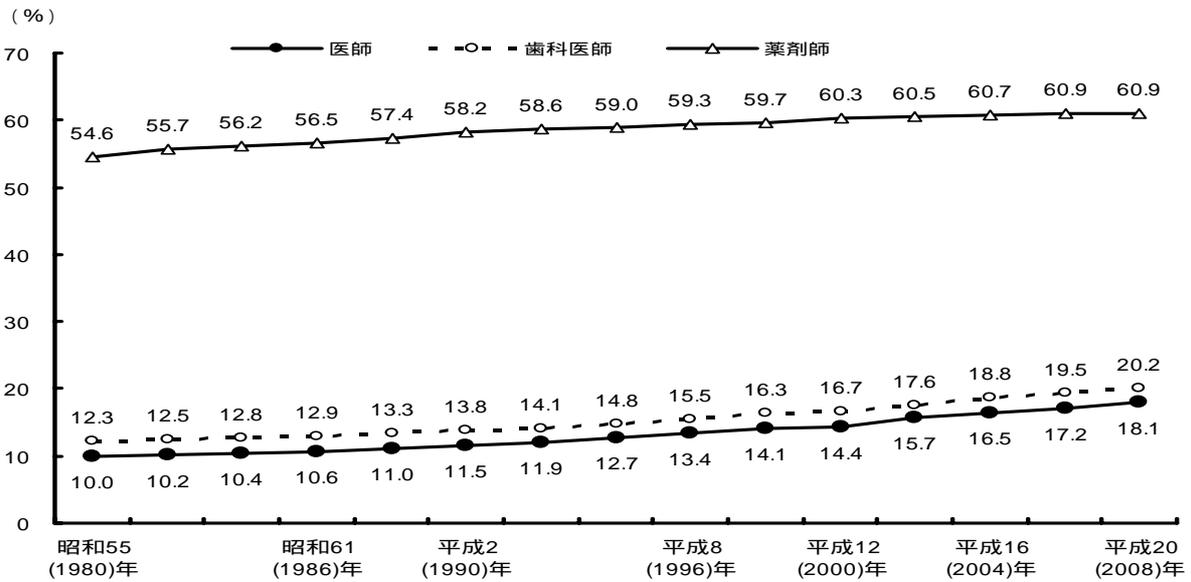
注1：各年度4月1日現在
 注2：課長補佐・係長級は、課長補佐、係長・課主査及び次席の合計である。
 注3：課長補佐制度は昭和56(1981)年度から導入、昭和60(1985)年度まで総括係長と呼称。
 注4：主任制度は昭和61(1986)年度から導入。

資料：東京都人事委員会「都職員の構成」

5. 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合

医師・歯科医師・薬剤師に占める女性の割合は、緩やかに増加しており、昭和 55 (1980) 年の医師 10.0%、歯科医師 12.3%、薬剤師 54.6%が、平成 20 (2008) 年にはそれぞれ 18.1%、20.2%、60.9%となっている。

図表 - 5 - 1 医師・歯科医師・薬剤師に女性が占める割合の推移(全国)

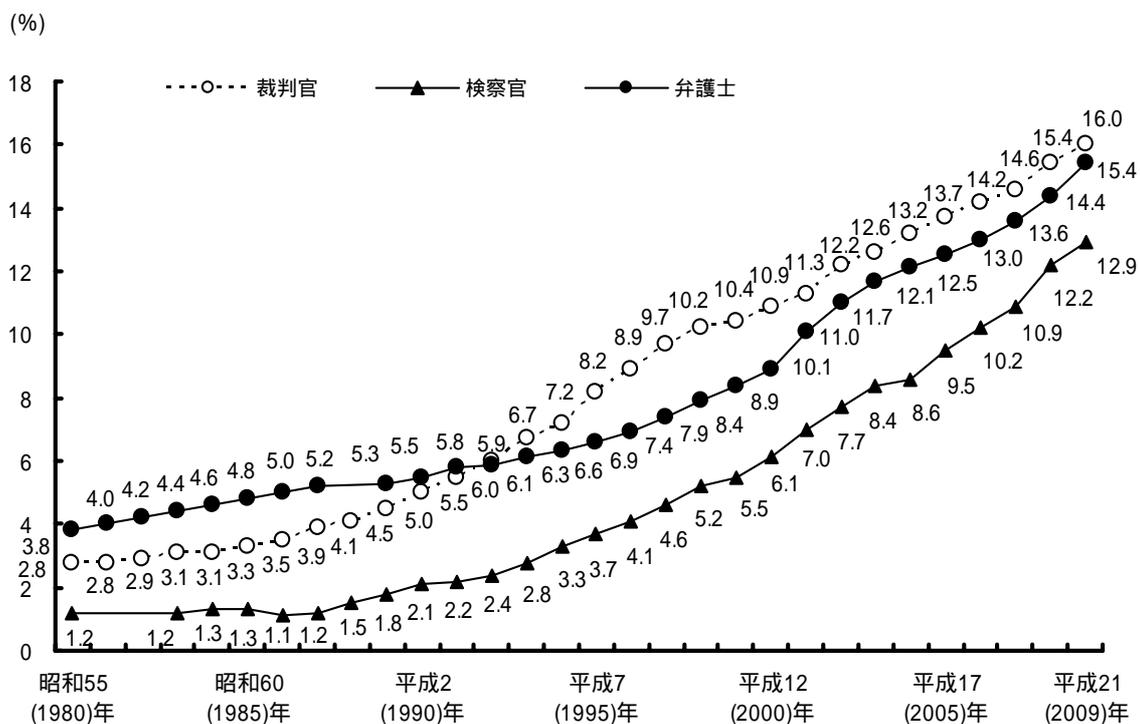


注：各年度 12 月 31 日現在

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

裁判官・検察官・弁護士に占める女性の割合は、増加しており、昭和55(1980)年の裁判官2.8%、検察官1.2%、弁護士3.8%が、平成21(2009)年にはそれぞれ16.0%、12.9%、15.4%となっている。

図表 - 5 - 2 裁判官・検察官・弁護士に女性が占める割合の推移(全国)

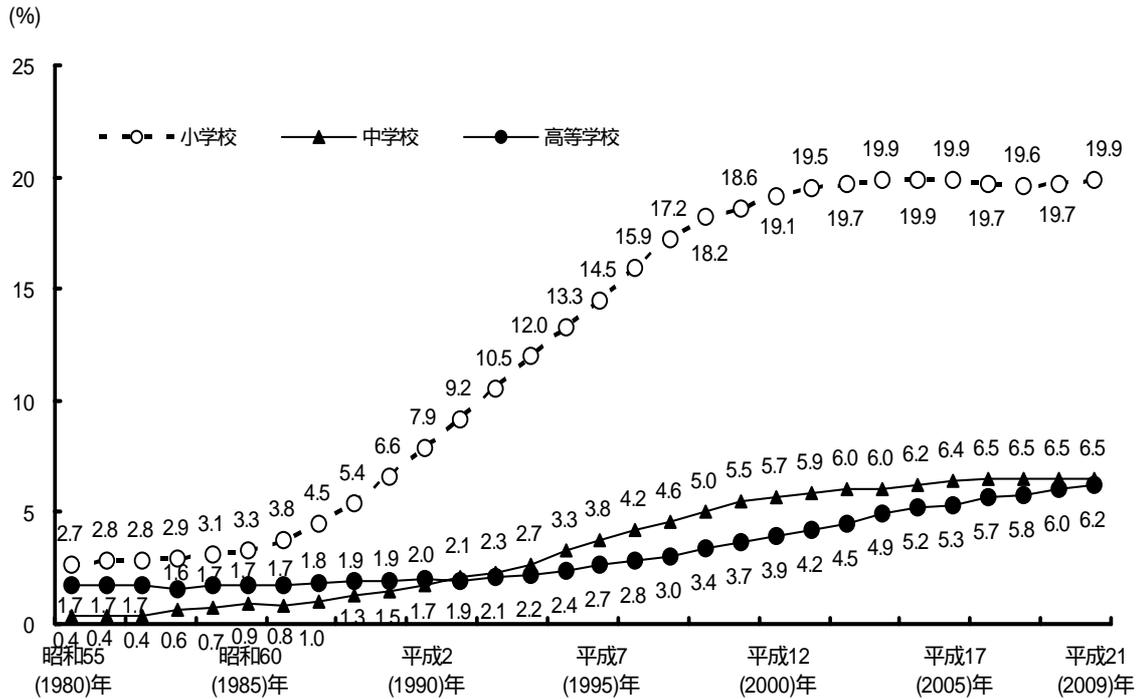


注：各年度12月31日現在

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成21年12月)

小・中・高の副校長（教頭）に占める女性の割合は、小学校については、昭和 55（1980）年の 2.7%であったが、その後増加傾向に入り平成 15（2003）年に 19.9%となった後は横ばいである。中学校と高等学校においては増加傾向にあり、中学校では昭和 55（1980）年の 0.4%が平成 21（2009）年には 6.5%、高等学校は昭和 55（1980）年の 1.7%が平成 21（2009）年には 6.2%となっている。

図表 - 5 - 3 小学校・中学校・高等学校副校長(教頭)以上に女性が占める割合の推移(全国)

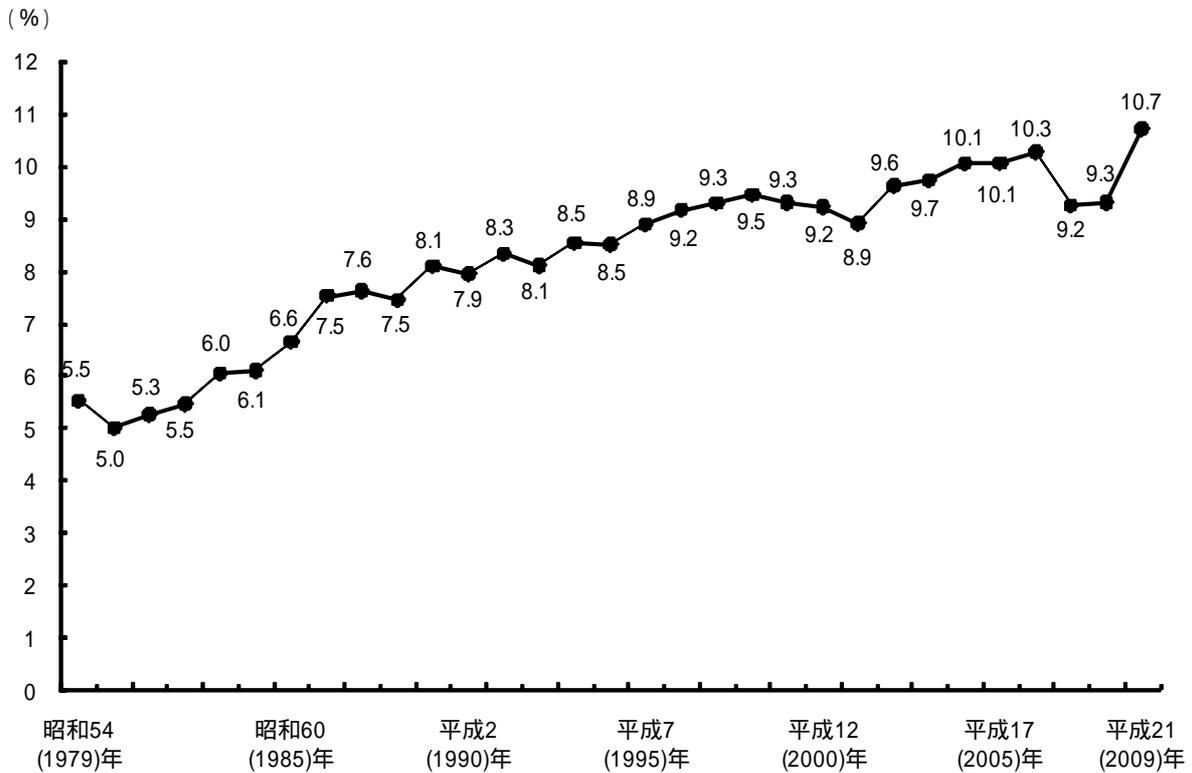


資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成 21 年 12 月)

女子差別撤廃条約採択から30年の東京の男女の現状

管理的職業に従事する女性の割合は、増加傾向にあり、昭和54(1979)年の5.5%が、平成21(2009)年には10.7%となっている。

図表 - 5 - 4 管理的職業従事者に女性が占める割合の推移(全国)



注：平成19年1月分結果から算出の基礎となる人口を17年国勢調査の確定人口に基づく最新の推計人口(新基準)に切り替えたことに伴い、旧基準(平成18年公表値)に比べ15歳以上人口で約6万人増の切替え変動分が含まれている。同様に、昭和57年から平成14年まで5年ごとに基準人口を切り替えており、それぞれ切替えに伴う変動がある。

資料：総務省「労働力調査」